

すのでよろしくお聞き取りいただきたいと思います。

福生市の行政について、二点目の職員組合についてでございます。

職員組合の關係についての御質問でございますが、私は常日ごうから、職員員の方々に對して、我々公務員に携わる者は全体の奉仕者としての自覺を持つて、常に市民の利益のため互いに協力し、全力で公正な職務を行うよう督励しているところでございまして、いやくも地方公務員法に違反するような行為は、法をみすかり守る立場の公務員として、市民の信頼を失い、行政に對する不信感を強め、公務の執行に重大な影響を生ずることとなりまゝすので、研修等を通じ公務員としての倫理感の醸成に努め、厳正な対応をしましてまいりたいと考えております。以上は、私から基本的な答弁でございます。まして、あとは後ほど部長から補足の説明をいたさせます。

次に、二点目の将来展望についてでございます。

将来展望ということでは、御指摘のとおり市は基本構想とそれに基づく基本計画によって計画的行財政を進めているところでありますが、御案内のとおり、現総合計画昭和六十一年度から六十四年度までの基本計

画については修正させていただきました。しかし基本構想については引き続きおりまして、昭和六十五年度から新しい基本構想によっていきたいと考えております。と申しますのは、基本構想の改定は法的手続が必要であり、市政の骨幹となるものでありますので、時間をかけ慎重につくっていく必要があります。したがって、御指摘のように、基本構想に時代の変化に伴う若干の食い違いが生まれてきておりますが、これらの点も考え合わせその重要性を考えますとき、今後、本市の将来を展望した総合的調査、分析や審議会の設置、議会への御相談等を進めていくことになりまゝすので、この過程において、御提案の点十分に考え合せて進めさせていただきたいと考えております。答弁とさせていただきます。

○教育次長（須崎進君） 自席からお話しをいただきます。教育委員会所

管分について御答弁を申し上げます。

第一点目の、卒業式、入学式を迎えるこの時期に、各学校に対し国旗の掲揚、国歌の斉唱について指導をされたいとの御指摘でございますが、このことにつきましては、教育委員会といたしましてはかねてから機会あるごとに指導をし

ておるところでございますが、特に二月の二十七日に臨時に校長会を開催いたしました。ぜひとも学習指導要領に沿って、国旗の掲揚、国歌の斉唱を実施するように、強く指導をいたしたところでございます。なお、今後とも引き続き、指導を進めてまいりたいと考えております。

第二点目のいじめの問題について御答弁を申し上げます。

まず、本年二月五日に東京都教育委員会が招集いたしました、中野区立富士見中学校生徒のいじめを苦にした自殺の問題についての会議には、指導室長を出席いたさせました。会議の内容につきましては、東京都教育委員会の指導部長から「中野区立富士見中学校の鹿川君が若い命をみずから絶ったこのことについて、学校ではかなり詳細に知っていたようである。本人及び両親からの訴えもあったにもかかわらずこのような事態になったことは、極めて深刻に受けとめる必要がある。いじめはなかなか真実をみつけにくいものと思うが、いじめられている児童や生徒の立場に立って考え、心の内面に迫る指導を進めてもらいたい。学校は、本来児童や生徒にとって安全で楽しいところであるはずである。それが地獄のようでは、教育をおずかる立場の者としてまことに

に申しわけないことである。区市町村教育委員会では、従来の通知等を踏まえて所管する学校の指導の充実、徹底を図り、全校組織を拳げて自校の指導の総点検をするようにしていただきたい。」と大略このような指導がなされたわけでございます。

また、当教育委員会のその後の総点検についてでございますが、会議の翌日の二月六日に臨時の小中学校長会議を開催いたしました。ただいま申し上げますような内容について説明をいたしまして、いじめの問題についての点検を指示したわけでございます。点検につきましては、表面的な、表面的形式ではなく、保護者との連絡等、家庭通信、学級通信等を十分に活用しながら行うこと。各学校では、いじめの問題について研修会を開催し、各職員の内じめの早期発見、未然防止の目を養うとともに、共通理解を図る。この問題については、特に校長の陣頭指揮による未然防止や問題解決に当たること。総点検につきましては、指導主事を氷遣し、特に次のような指導上の問題点について、チェック、指導、助言をさせる。一番といたしまして、校長が十分リーダーシップを発揮すること。二、教職員が一体となって、組

織的、継続的な指導を行うこと。三、一人一人の教師が教育者としての自覚を持って、児童・生徒の心の内面に迫る指導をすること。四、教育相談や個別指導の結果を、全校的、組織的な指導として生かし活用すること。五番、的確な実態把握に基づいた適切な指導を徹底すること。六番、児童・生徒の生活の場としての学校生活の充実を図ること。七、問題の本質的理解に基づき、学校・家庭・地域の連携、協力を行うようにすること。八、関係機関、団体との緊密な情報交換、連携、協力をさらに進めること。九、いじめに関する指導の手引き等に基づく研修会等を、実態に即し行うこと。等でございます。

また、専任教育相談員を学校へ派遣し、実情の把握と指導、助言をいたさされました。さらに、教師の体罰がいじめその他の問題行動を誘発する要因となることがあるので、暴力否定の立場から体罰を厳しく否定し、児童・生徒の心の内面に迫る指導を徹底するよう指導をいたしました。東京都では、昨年七月、情報連絡室、福祉局、衛生局、警視庁、生活文化局、教育庁が中心となって「いじめをなくそう運動月間」を行いました。

ことは御質問のとおりでございますが、市教育委員会に対しましては、教育相談に対し電話相談等があった場合の協力要請がございました。市の電話相談につきましては、従来から対応しているところでございます。

次に、長期欠席児童・生徒の問題ですが、確かにいじめのかかわりがあるわけでございます。十二月定例会以降の対応について御説明申し上げます。冬期休業に入った十二月の二十七日に、いじめ問題だけの臨時校長・教頭会を開き、校長・教頭が登校拒否児童・生徒の家庭にみずから訪問し解決する努力を行う、なお一層するように指示をし、教育委員会からも専任教員を学校に派遣し、積極的に対応させております。学校からも保護者に教育相談に出向くよう指導して、学校と保護者との仲介をさせております。各学校においても、担任はもちろん、クラブ担任、学年主任、生活指導主任、あるいは前担任など、学校を挙げて家庭訪問や電話を繰り返し、登校時に登校しやすくするための努力をしているところでございます。ただ、これらにつきましては、今までのケースですと、いじめだけのケースは保護者が学校に解決を任せてもらえると割合にスムーズにいく場合が多いわけでございます。

ますが、保護者あるいは本人が特異な性格やものの考え方の方、また保護者と本人と意見が異なる場合、保護者能力に欠けている場合、保護者本人が社会性に欠けている場合、本人が勉強嫌である場合等の絡んでおられます。解決の方向はなかなか進行しないわけでございます。このような状況でございますが、いずれにいたしましても、今後ともあらゆる方策を立てて対応していきたいと考えております。

第三点目の、福生市立中学校の学力についての御質問でございますが、昭和六十年四月に、都立立川高校の受験者と合格者を八十一群の全校について、ベストスリーについてでございますが、学校によっていろいろと事情があり、以下申し上げることの程度のお答えしかできませんが、御了承をお願いいたしますと存じます。

立川高校へ志望可能な第八学区の八十一群、八十二群には、立川市を初め、当市を含めまして十三市町村でございますが、公立中学校は五十七校でございます。生徒数にもばらつきがあり、地域の関係もございします。各学校の学校基本調査の期日であります五月一日現在の三年生の数と合格者数をもとに

申し上げたいと存じます。ベストスリーにつきましては、一位が立川第四中の生徒数二百七十三名で合格者が十九名の七〇％でございます。二位が東大和第四中学校の生徒数二百九名で合格者が十四名、六・七％でございます。三位が立川第九中学校の生徒数二百二十六名で合格者が十五名、六・六％でございます。また第八学区の全生徒の約四％が立川高校の合格者となっておりますが、当市の場合、平均より高い学校が一枚、ほぼ平均的な学校が一枚、平均より少し低い学校が一枚でございます。全市三校の平均は、第八学区の見た場合、若干平均以下のところにございます。また、五十七校中の順位につきましては、一枚が二十番目、一枚が二十四番目、一枚が三十四番目でございます。

次に、社会体育について御答弁申し上げます。

初めに、市民体育館について御答弁申し上げます。

市民が体育スポーツ活動に親しみ、みずから健康を保持、増進させることにより、スポーツを日常生活の一部として楽しんでいただけるようにすることは、行政の果たす大切な役割と考えております。最近では、競技するスポー

ツから生涯にわたって体力、健康を考えた健康スポーツ、あるいは家族のみんなで楽しむというファミリースポーツが、市民の関心事ともなっておるわけでございます。既存の市民体育館につきましては、昭和四十八年に建設されたものであり、当時は近隣の市町にも威容を誇れる施設の一つでもありましたが、現在では多様化するスポーツに対応し切れず、御指摘をいただきましたように、利用する市民の皆様方に御迷惑をおかけし、恐縮しているところでございます。当面、トレーニング室の増床等を考えてはおりますが、改良できるものにつきましても、できるだけ早い機会に検討をいたしてまいりたいと考えております。なお抜本的な建設の考え方ににつきましては、地域の体育スポーツの振興を図るための地域体育館、あるいは地域スポーツの特性を生かし、市民のニーズにもおこたえできる機能を持った中央体育館等の将来計画ともあわせて考えてまいりたいと考えております。

次に、市民プールについて御答弁を申し上げます。

夏の市民スポーツとして、水泳は年齢層を問わず大変人気のあるスポーツでございます。市の体育施設の中でも最も多くの市民に利用いただいております。

昨年の入場者も対前年比で二千八百七十九名の増となっております。近隣の市町村が減少しているところ唯一の増加を見ております。御質問の市営プールの有効利用につきましては、今までも開場期間や開場時間等について再三検討をいたしてまいりましたが、それぞれに問題も多く、市民の皆様にはおこたえできなかったことがあるわけでございますが、今後は御提言いただきました温水プールについて十分検討させていただきます。将来にわたっては市民の皆様の御期待におこたえできるよう考えてまいりたいと思っております。よろしく御理解のほどをお願い申し上げます。

以上、御答弁とさせていただきます。

○総務部長（浅見裕康君） 自席からお許しをいただきまして、市長答弁の補足を申し上げます。

市長が申し上げましたとおり、行政執行上、公共の利益のために我々は働いているわけでございまして、それら公務員に対しましては当然のことといたしまして、特別職の職員あるいは現業職員、そういった者を除きまして、地方公務員法のほとんどの規定の適用を受けるものでございまして、御質問をいただきました。

た組合活動におきましても、そのまま個々の職員に適用されているというものでございます。

まず、第三十六条に規定されております政治的行為の制限についてでございますが、この規定は御案内のとおり、公務の執行というのは常に公正に行わなければならないということでございます。行政の中立性の確保、あるいは政治的な影響から職員を保護するというような目的で規定されているものでございます。

さて私どもの職員組合でございますけど、職員団体としての組合活動上、その時点の社会的背景によりますと、しばしば政治的行為かどうか、そういったことが問題になりやすい面もございますので、組合との団体交渉等の席を通じまして、過ちのないような点で指導等をしているところでございます。

また、第三十七条の関係でございますが、これは争議行為の禁止というところでございますが、いわゆる労働三権でございます。団結権、それから団体交渉権、それから争議権、そういったもののうち争議権を禁止している規定でございます。して、公務員が全体の奉仕者として国民——当市にとりますれば市民の皆

様でございますけど、その皆様方に対し、皆様方から信託を受けまして、公共の利益のために勤務するという特殊性が我々にはございます。そういう意味から一定の制限をしているものでございますが、組合では労働条件の改善を目指しまして、当市におきましても御多分に漏れずしばしばストライキ等の手段がとられているというのが実態でございます。当局といたしましては、その都度中止勧告を組合に対しまして文書によって行っているところでございますが、実態としましては、残念ながらそのほとんどが勧告を無視して実行されているというのが現状でございます。

これに対する措置といたしましては、勤務しなかった時間に対しまして、給与条例第十三条の規定に基づきます給与の減額を行っております。いろんな点について御指摘等ちょうだいしたわけでございますが、当市の組合も御案内のとおり自治労に加入しております。そんな関係で上位団体でございます。総評にも入っているわけでございまして、最近においては、その構成比率というのが非常に大きな数を占めておりまして、自治労そのものが総評の中核になっているというような実態がございます。そうなりますと、どうしても

勢い総評が決定いたします運動方針、そういったものに対しての沿った運動が展開されるというような嫌いが、非常に強くなってきているようでございます。従来はまさに経済闘争オンリーでございましたけど、そういった社会的な労働諸条件、そういった改善に向けての運動が展開された中におきまして、どうしてもただいま若干懸念されるようなことで事例を挙げて御指摘がございましたけど、そういった嫌いが全くなきにもあらずというような感じもいたします。

いずれにいたしましても、我々公務員は、公共の利益のために公正な業務を執行しなければならぬ立場でございますので、その辺組合とも十分話し合いながら労使協調というようなことを基調といたしまして、これから公務遂行に全力を挙げていきたいと思っておりますので、よろしくどうぞお願い申し上げます。

以上、非常に雑駁でございましたけど、市長より答弁の補足といたします。よろしく願います。

○議長(森田治男君) 一時まで休憩いたします。

午前十一時五十六分 休憩

午後一時零分 開議

○議長(森田治男君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

○一番(林田武君) 再質問させていただきます。

国旗、国歌の問題でございますが、昨年の十二月八日の毎日新聞に、注目する記事が載ってましたので、ぜひ皆さんにも知っていただきたい、そう思いますので御紹介したいと思います。革新の若きホープ、横路孝弘北海道知事の日丸君が代論でございます。知事という立場に立って——以下は横路知事がこう言っていることでございます。「知事という立場に立って外国からお客さんが随分来られる。必ず相手の国の国旗と日本の国旗を並べて歓迎する。社会党の皆さんも政権取って総理大臣になって外国を訪問したとき、どの旗どの歌で歓迎式典に臨むつもりかと私は思います。別に法的根拠があるわけでもないが、日丸君が代は国民の内に定着している。あまり難しく考えずに、船に上って飛行機に上って国を表示するものが要る。それを標識などと言わないで国旗と言えばいい。あまり理屈を二ね回

すことはない。だめなう何かかわる方法があるかといえはいいわけです。もし社会党が本当に考えるなら、戦後すぐ巻き起こすべき議論だった。日教組などにも戦後すぐにはこの国旗、国歌の問題を議論されたのではなくて、六十年安保以降にこういう問題を提起し始めたのです。私は戦後世代の人間だが、私の父は初代日教組副委員長でした。私の子供のころ、父は元日、憲法記念日、文化の日と、祝日を選んで国旗を掲揚していました。というのが、社会党横路知事のお話でございます。大変偉いと思います。日本のリーダーとなるべき人は保守、革新を問わず、何が大事か、国家というものの存在がいかなるものか、教育はどんなものかということをよく知っておられると思います。その一例でございます。

何度も申し上げますとおり、私たち福生市民は、市民であると同時に日本国民でもあります。主権在民のもとに民主主義憲法にのっとって選挙を行い国家も市も代表を決め、国家の運営、市の運営をしているわけで、私たちはこのルールを破ればファッショや独裁国に変貌してしまいます。民主主義のルールというのはベストということはないんで、賛成者がいれば反対者もおります。

教育にしても、国家の代表である国会、政府、文部省の教育基本理念は、国民の最上の手続を踏んだ国民の総意だと思います。したがって要望でございませうが、福生市教育委員会としても、何度も学校と話し合って、卒業式、入学式は及ばず運動会、体育祭、あらゆる行事において、国旗の掲揚と国歌の斉唱をお願いいたします。これはもう本当に等しく市民の願いであります。

続いて、いじめの問題について。

いじめの問題は、今お話のとおり簡単には解決できないということは十分承知しております。おりますが、毎日のように全国で自殺者が出たり、それを新聞、テレビで報じられたのを見るにつけて、何とかしなければならぬというのは、我々の切実たる気持ちでございます。学校も、PTAも、地域も、いじめや校内暴力など事態が起きてから大騒ぎするんではまことに遅いんで、幸い福生市においては、今のところ不幸な事件はないけれども、小さないじめのうちにひとつその芽を摘むような努力を、勇気を持っていただきたい、そう思います。

昨年、福生市にはやらせリニキ事件が起き、市民の驚きを買ったばかりでございませう。私も子を持つ親としても市民としてもいじめの問題に対処して

いかなければなりません。現場を預かる先生にも聖職という自覚を持って取り組んでいただきたい、そう思うわけであります。

そこで、一つ提案があるんですけれども、日ごろから私もそう考えていたところ、たまたま過日、伊豆の戸田という所へ行ったんですけれども、二月の十六日の日曜日に、市の広報無線で朝の九時に、「きょうは第三日曜日、家庭の日です。」文句は忘れませんでしたけれども、市の無線で、家庭を大事にしましょう、そのような放送がございました。福生市でも、ここで広報無線のサイクルが変わるといふようなお話も聞いておりますが、そんな機会にもっと市の広報無線を使えないものか。例えば交通安全のこと、悪書追放のこと、防犯・防災のこと、特にまた小中学生のいじめの問題でも、福生市の広報無線を使って市民ぐるみで、福生市はみんな仲よくしよう、あるいは、いじめをなくしよう、というような声をやわらかい声で放送するというような、そういった考えはいかなものかと御提案申し上げる次第でございます。市民部の御意見もお伺いしたいと思います。

それから、福生市の中学校の学力のほどを伺いましたけれども、これは答えを聞いてどう言うつもりはございません。ただ、一言申し上げますけれども、

私自身、福生の小中学校へ子供を通わす親としまして、またPTAの役員などもやらせていただきました。いろんな意見をお聞きいたします。私がいつも申し上げてるとおり、子供の教育のうち学問のほとんど一〇〇%は、やはり学校の先生が受け持っているわけでございますので、大事な授業をほっぽりかして組合運動、いわんや成田などに行ってしまうまいように、ひとつ教育委員会の方からも、そういった先生に対して監視の目を強くしていただきたい、このように要望いたします。

それから、続けて全部やっちゃいますけれども、市民体育館、市営プールの件でございますけれども、福生市のみならずスポーツの人口は、年々ふえているわけでございます。聞くところによると、福生市の図書館は、全国から議員研修に来るようなお話も聞いております。私もよく利用いたしますけれども、一流のものだと、そのようにやはり感じます。ぜひ、体育館の方も広い体育館、そして年中泳げる温水プール、スポーツを受する市民のためにも、ぜひ将来、先ほどお話に出ておりましたが、中央体育館を充実したものにしていただきたい。これも要望申し上げます。

それから職員組合です。

いろいろ浅見部長からも御丁寧な御答弁をいただきました。よく市役所の廊下などに、賃金闘争のときだと思ふんですけれども、組合の方がゼッケンなどを着けて、よくお座りになつてゐる姿を見かけます。また過激な組合の方は、市のほかの、市外にも闘争に行つてゐるやにお聞きいたします。ところがですね、大事な職務を放棄するために、例えば学校の給食など、料理ができなくて献立が変わつてしまふというようなこともあると私の耳に聞きます。組合の皆様はこの場を借りて申し上げたいことは、法律で定められた範囲内で、ひとつ堂々と組合運動を展開していただきたい。声を大きくして申し上げます。これも要望したいと思ひます。

それから、将来の福生市の展望ですが、きよう修正された長期計画も皆さんのお手元に御配付されたわけでございますが、確かに五年先、十年先を見通すということは、大変なことだと思ひます。しかし、何としても自主財源の増大を図ることにもっと真剣にならなければ、福生市は取り残されてしまふと思ひます。無公害企業の誘致を先取りして、自主財源を図つてゐる市もほとんど

んふえております。土地面積の狭いこの福生市が、本当に活力のある福生市をつくるためにも、ぜひ将来展望を少しでも豊かなものにしていかねければならぬ。それが福生市のまた最大の責任だと思ふわけであります。どうか、ひとつ二十一世紀における福生市が、豊かで住みよい町でありますようシンクタンクをつくつていただきたい。これも何度も申し上げますように、市長に要望申し上げます次第でございます。

ほとんど要望でございますけれども、一つ広報無線の関係だけお答え願ひたいと思ひます。

○総務部長（浅見裕康君） 現在の広報の機械を私どもで管理をしておりますので、一応市民部の考え方というふうなことで御質問がございましたけど、私の方からお答え申し上げます。

いろんな点において、当然効率的に活用するという考え方は、我々も十分持っております。現在、いろんな広報をするについて、機械を利用するについてネックになつてゐるのが、やはり一方において非常にうるさいというふうなお話もございまして、極力何ていふんですか、本当に必要なものをひとつ広報してもらい